

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進 ～国土交通省の取組み～

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課
専門工事業・建設関連業振興室 企画専門官

なかね たつと
中根 達人

1. はじめに

建設業は「人材」で成り立っており、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項である。建設業における労働災害の発生状況は、長期的には減少傾向にあり、昭和47年には2,400人にも上っていた労働災害による死亡者数は、平成30年には309人まで減少している（図－1）。しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっている。

建設業における災害の撲滅に向けて、関係者が一丸となり、一層の実効性ある取組みを進めてい

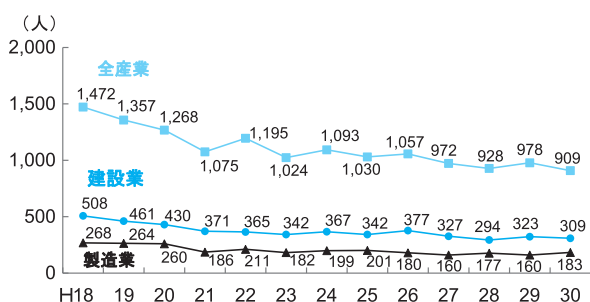
く必要がある。本稿では、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（以下、「建設職人基本法」という）と、同法に基づく建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という）の概要、国土交通省の取組みについて述べる。

2. 建設職人基本法と基本計画の概要

(1) 建設職人基本法の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるため、建設職人基本法が平成28年12月に成立した（施行は平成29年3月）。概要を図－2に示す。

本法に基づき、政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならないこととされている（第8条）。また、都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めることとされている（第9条）。



図－1 過去の死亡災害発生状況の推移
（厚生労働省「労働災害発生状況について」より作成）

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの	
<目的、基本理念>	
目的、基本理念	基本計画等、基本的施策
<目的>（第1条関係） - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する <基本理念>（第3条関係） - 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること - 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること - 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること <国等の責務、法制上の措置等>	基本計画等（第8条・第9条関係） - 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない - 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める 基本的施策（第10条から第14条まで関係） ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進 ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進） ③建設工事の現場における措置の統一の実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価に係る取組の促進 ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進 ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発 <推進会議の設置>
国等の責務、法制上の措置等	建設工事従事者安全健康確保推進会議（第15条関係）
<国等の責務>（第4条から第6条まで関係） - 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する - 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する - 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる <法制上の措置等>（第7条関係） - 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない	関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行：平成29年3月16日

図－2 建設職人基本法の概要

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）

はじめに 現状と課題	
- 建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。 - 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。 - 建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。	第1 基本的な方針 - 適正な請負代金の額、工期等の設定 - 設計、施工等の各段階における措置 - 安全及び健康に関する意識の向上 - 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上
第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	
1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等 - 安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。 (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定 - 休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。 - 施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。 2. 責任体制の明確化 3. 建設工事の現場における措置の統一の実施 (1) 建設業者間の連携の促進	(2) 一人親方等の安全及び健康の確保 - 一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。 - 一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。 (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底 - 一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。 4. 建設工事の現場の安全性の点検等 (1) 建設業者等による自主的な取組の促進 - 工法や資機材等の開発普及の促進 - i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。 5. 安全及び健康に関する意識の啓発 (1) 安全衛生教育の促進 (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進
第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	
1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 (1) 社会保険等の加入の徹底 - 法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。 (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進 (3) 「働き方改革」の推進 - 適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。	2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化 (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等 - 労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。 - 労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。 (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化 3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組 4. 基本計画の推進体制 (1) 関係者における連携、協力体制の強化 (2) 調査・研究の充実 5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し - 策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

図－3 建設職人基本法に基づく基本計画の概要

(2) 基本計画の概要

建設職人基本法第8条に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者安全健康確保推進会議及び建設工事従事者安全健康確

保推進専門家会議の議論等を踏まえ、基本計画が平成29年6月9日に閣議決定された。概要を図－3に示す。

基本計画は、「はじめに 現状と課題」、「第1 基本的な方針」、「第2 政府が総合的かつ計

画的に構すべき施策」,「第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」の4章から構成されており,その中では,例えば,「建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等(第2.1)」,「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策(第3.1)」,「墜落・転落災害の防止対策の充実強化(第3.2)」などの施策が位置付けられている。国土交通省では,厚生労働省等の関係機関や業界団体等とも連携して,基本計画に記載された施策を進めているところである。

3. 国土交通省の取組み

本章では,国土交通省の取組みを二つ紹介したい。

(1) 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組み

基本計画においては,建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し,政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として,「安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等(第2.1.(1))」が講ずべき施策の一つとされている。

建設工事における安全衛生経費が下請まで適切に支払われるような,実効性ある施策について検討を進めるため,国土交通省においては,平成30年6月に「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会(以下,「検討会」という)」(座長:芝浦工業大学 蟹澤宏剛教授)を設置した。検討会においては,安全衛生経費の実態に関する元請・下請向けの実態調査,発注者向けの実態調査,安全衛生経費に関する個人の意識調査等を行いながら,安全衛生経費が下請まで適切に支払われるための実効性のある施策について,これまで計6回にわたり検討を行っている(令和2年5月時点)。

ここでは,検討会で実施した「元請・下請向け実態調査(H31.3～R元.5)」,「発注者向け実態調査(R元.8～9)」,「個人向けアンケート調査(R

元.9)」の概要と結果の一部を紹介したい。

元請・下請向け実態調査については,ランダムに抽出した建設企業(約2万社)に対して,アンケート調査協力依頼を郵送し,回答をメール等で提出いただいた。回答数は約1,700であった。アンケートでは,安全衛生に係る費用の社内ルール,受注工事や下請への注文工事における安全衛生に係る費用の支払い等について質問した。

労働安全衛生法や安全衛生対策(経費)に関する認識については,「根拠になる法律も含め,ある程度知っている」と「安全と健康を確保するために実施しなければならない対策を知っている」の回答を合わせると,9割以上の企業は認知していた。一方,安全衛生対策を検討するための団体(社内)ルール・マニュアルについては,約7割の企業で社内ルール・マニュアルがなく,特に従業員数が少ない中小企業ではルール・マニュアルがない傾向にあった(図-4)。

また,契約手続き(見積～契約・変更契約等)や安全衛生経費の支払い実態については,発注者・注文者に対し,見積条件で提示されていなかった新たな安全衛生対策を提案すれば,約8割は「認められた」との回答であった(図-5)。

発注者向け実態調査については,地方公共団体(47都道府県,20政令市,200市町村)及び民間企業(鉄道,電力・通信,不動産,住宅メーカーなど約200社)に対して,アンケート調査協力依頼をメールで送信し,回答をメール等で提出いただいた。回答数は345※であった。アンケートでは,安全衛生経費に関する認識,安全衛生に係る団体(社内)ルール,見積条件提示の際の安全衛生経費の明示等について質問した。

※「土木関係部局」,「建築関係部局」それぞれの部局がある場合は,それぞれの部局ごとにアンケートを依頼。なお,地方公共団体によっては,土木関係部局と建築関係部局で一つの回答としているケースがあり,その場合は両部局へ計上。

契約手続き(見積～契約・変更契約等)や安全衛生経費の支払い実態については,地方公共団体・民間企業ともに,9割以上が「発注工事の予

Q. 工事内容に応じて、実施する「安全衛生対策」を決めるための社内ルールやマニュアルがありますか。

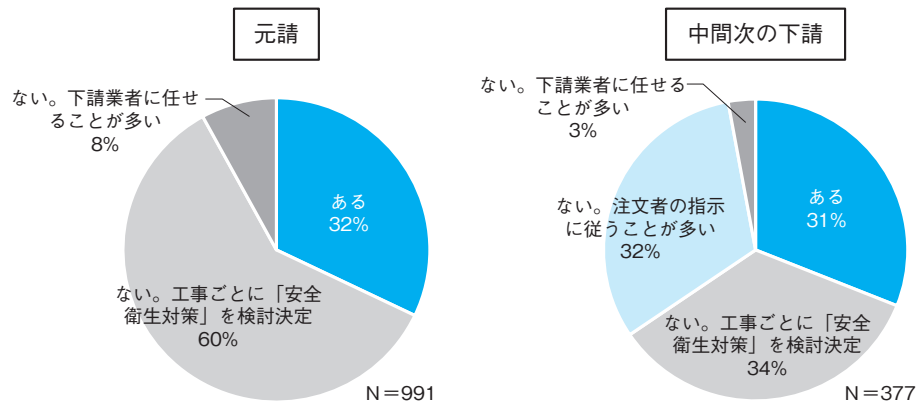


図-4 「安全衛生対策」を決めるための社内ルール等の有無
（「元請・下請向け実態調査」より）

Q. 提案した「安全衛生対策」の実施は認められましたか。

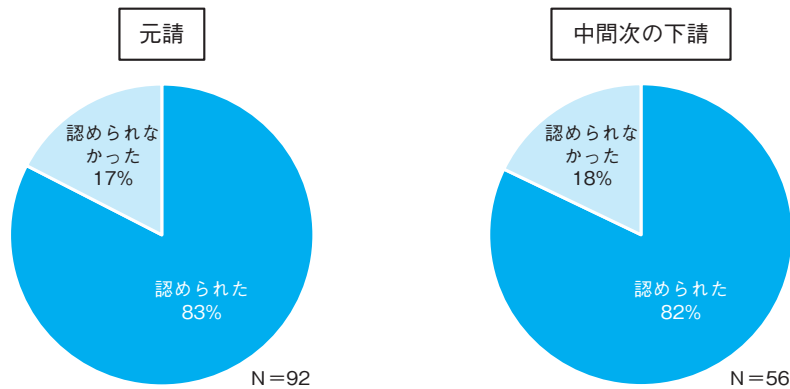


図-5 見積条件で提示されていなかった新たな「安全衛生対策」を提案した場合、認められたかどうか
（「元請・下請向け実態調査」より）

Q. 発注工事の予定価格(請負代金の額)に安全衛生経費を含めていますか。

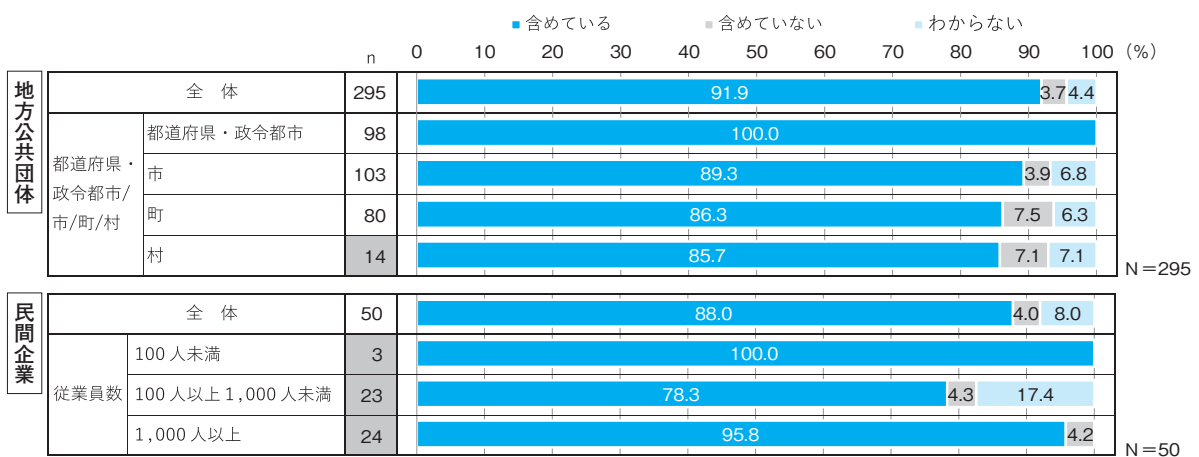


図-6 発注工事の予定価格に安全衛生経費を含めているか（「発注者向け実態調査」より）

定価格に安全衛生経費を含めている」との回答であった。都道府県・政令市は全ての団体が「含めている」と回答した一方で、市・町・村では「含めていない」、「わからない」との回答が一定割合

あった（図-6）。

個人向けアンケート調査については、建設工事における安全衛生対策や安全衛生経費等に関する国民の意識を把握することを目的として、Web

調査会社の全国のモニター会員を対象に、年代別（20代以下、30代、40代、50代、60代以上）に調査を実施し、1,500の回答を得た。アンケートでは、約7割が「労働安全衛生法を知らない」との回答であり、住宅取得の有無による認知の差もあった。また、安全衛生経費については、「知らない」と「聞いたことはあるが、よく知らない」の回答を合わせると約9割であり、住宅取得の方が認知者が多かった（図-7）。さらに、住宅取得時の安全衛生経費の支払いについて、「わからない」と「支払っていない」の回答を合わせると約9割であった（図-8）。

このような実態調査結果等の分析を行いつつ、検討会においては、工事内容に応じて安全衛生対策を決める際に参考となるツールの整備、安全衛生経費に関するさらなる認知度向上等が課題として挙げられており、国土交通省としても、引き続

きご意見をいただきながら、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるための施策についてさらに検討を進めていきたい（検討会の経緯や実態調査結果の詳細については、https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html 参照）。

(2) 建設職人基本法「都道府県計画」の実行支援・策定促進

建設職人基本法では、都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めることとされている。国土交通省では、厚生労働省や総務省と連携し、各都道府県に対し、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の策定等について（H29.7.28）」を発出し、地方整備局等や都道府県労働局と連携を図り、都道府県計画の早期策定を促進するため、「地方ブロック建設

Q. 建設工事現場で働く方の労働災害防止に向けて、工事を実施する際の安全や衛生を確保するための費用を、工事の発注者から工事を施工する会社（受注者）へ確実に渡るようにすることが求められています。あなたは、その費用について知っていますか？

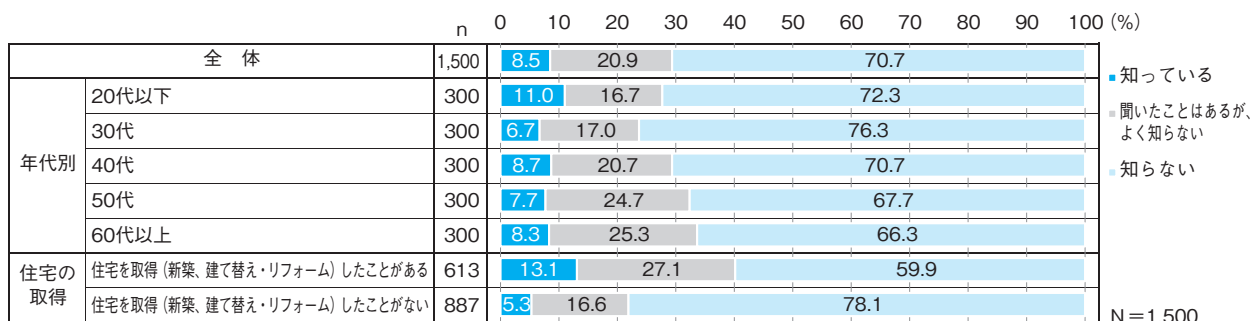


図-7 安全衛生経費の認識（「個人向けアンケート調査」より）

Q. 前問で「1. 住宅を取得（新築、建て替え・リフォーム）したことがある」とご回答いただいた方にうかがいます。あなたは、住宅を取得（新築、建て替え・リフォーム）した際、工事会社に対し、工事現場で働く方の「『安全衛生対策』のための費用」を支払いましたか。

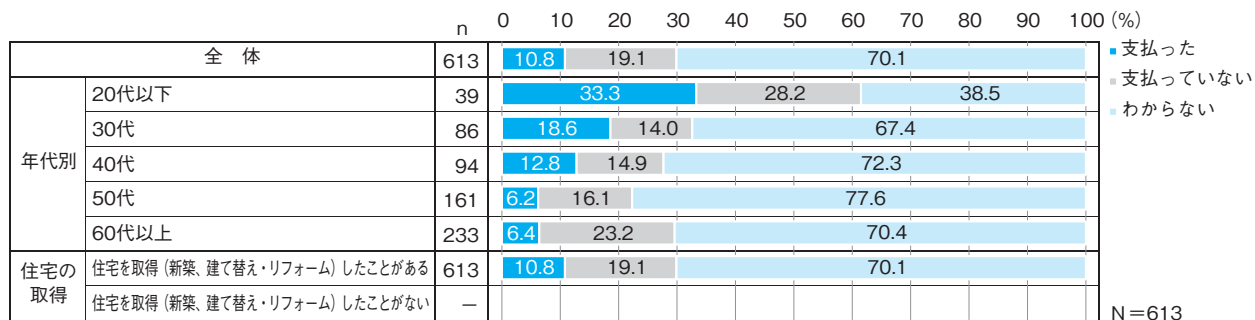
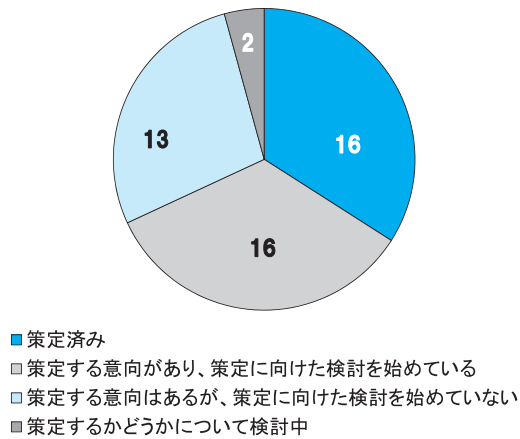


図-8 安全衛生対策のための費用の支払い（「個人向けアンケート調査」より）



図－9 都道府県計画の策定状況
(令和元年5月調査時点)

工事従事者安全健康確保推進会議」を設置するとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に積極的に取り組んでいただくよう要請している。

都道府県計画の策定状況については、国土交通省が実施した調査によると、令和元年5月時点で、47都道府県のうち16道府県で策定済みとなっている（図－9）。その後、令和元年度末にかけて、いくつかの団体で策定が進んでいると聞いており、今年度はじめに策定状況に関する全国的な調査を改めて実施予定である。

このように、既に複数の団体において都道府県計画が策定・公表されている中、その計画の実行を支援し、また未策定の都道府県の計画策定を促進するにあたり、国の取組みや他の都道府県の事例、また新たに出てきた課題や関係機関が協力して取り組むべき事項等について情報共有すること

が有効と考えられる。このため、平成30年度より、都道府県等の実務担当者に参加いただく「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を開催（令和元年度は全国8ブロックで開催）しつつ、国の最新の取組み状況や都道府県の先行事例等の紹介を行うなど、未策定団体の計画策定に役立つ情報提供を行ってきている。また、都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、厚生労働省と連携し、策定済みの都道府県計画の主な記載事項等の情報をわかりやすく一覧表に取りまとめた資料提供も行っている。

国土交通省としては、関係機関と連携しつつ、都道府県計画の実行支援や策定促進に引き続き取り組んでいきたい。

4. おわりに

「人材」で成り立つ建設業において、近年課題となっている働き方改革や担い手確保の取組みをさらに加速するためにも、建設工事従事者の安全及び健康を確保することが何より重要である。

今後とも、建設職人基本法や基本計画に基づき、関係省庁や建設業者団体等とも連携しながら、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるための施策をはじめ、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する取組みを進めてまいりたい。